

令和8年度メディアミックス型情報発信事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度メディアミックス型情報発信事業

2 委託目的

愛媛県における旅行者の約95%を占める国内観光客においては、宿泊費をはじめとした旅行費用の高騰などもありコロナ前まで戻っておらず頭打ちが懸念される中、本県の観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の更なる浸透を図るとともに、データに基づいた戦略的なプロモーションを展開し、観光分野における本県の認知度向上と誘客促進及び観光消費額の増加につなげる必要がある。

具体的には、従前から活用している本県観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえ、公式Instagramアカウント等で発信している愛媛の「癒やし」の魅力について、メディアと連携し複数媒体を用いて周遊性、ストーリー性を持たせて重層的に情報発信することにより、話題性を高めるとともに、愛媛への旅を想起させ、愛媛観光の認知度向上、誘客促進及び観光消費額の増加を図る。

- ※1 観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」・・・温泉、食、古い町並み、自然景観等の愛媛県の強みである「癒やし」を中心にした観光プロモーション
- ※2 愛媛県の公式観光サイトいよ観ネット・・・<https://www.iyokannet.jp/>
- ※3 愛媛県の公式観光Instagramアカウント
・・・<https://www.instagram.com/iyokannet/>

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託料（上限）

9,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 ターゲット

以下のとおり設定する。

(1) エリア

近畿圏、首都圏、近隣県（特に四国、広島県、大分県）

(2) セグメント

夫婦・カップル（特に子育て終了後の層）

6 業務内容

(1) 地上波テレビ番組での情報発信

ターゲットに効果的に訴求できる地上波のテレビ番組で「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえた情報発信を実施することで、愛媛観光の認知度向上と誘客促進を図る。

実施に当たっては愛媛の「癒やし」の魅力について、周遊性、ストーリー性を持たせてターゲットに対し効果的に発信できる内容を提案すること。

また、以下の条件を満たすこととし、その他詳細は、より効果的な事業執行となるよう受託者において提案すること。

【KPI】

- ・地上波のテレビ番組を1本以上制作し、1回以上放送すること。
- ・放送のリーチ数、再生回数等のKPIについては、過去の実績等特性を踏まえた上で提案すること。なお、最終的なKPIの設定については協議会と協議の上決定すること。

【実施に当たっての留意事項】

- ・本事業で制作する映像は、受託者が制作し、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む、以下「著作権」という。）を有する地上波テレビ番組内で受託者が委託目的に沿って制作し著作権を有する映像（以下「本映像」とする。）と定義する。
- ・制作企画、テレビタレント等（以下「演者」という。）の出演交渉、ロケハン、ロケ地取材、撮影、編集、広告等本映像制作に係る一切の業務を行うこと。
- ・本映像を放送する番組については、愛媛県内の観光の魅力を伝えるため、お出かけ情報等を定期的に発信している全国ネット番組とすること。なお、既存の番組に限らず、本事業で新たに特集番組を制作することも可能とする。
- ・本映像を放送する番組の放送エリアについて、本事業のターゲットエリアを含むこと。
- ・本映像の制作にあたっては、企画内容、撮影スケジュール、本映像を放送する番組の放送日時等が分かる資料を受託者により作成すること。
- ・本映像の制作において演者を起用する場合、以下の業務について実施すること。
 - (a) 演者との契約及び連絡・調整
 - (b) 取材スポット選定のための出張に係る宿泊、交通の手配
 - (c) 演者による取材スポットへの取材許可、予約等連絡・調整
 - (d) 演者の取材同行、案内
 - (e) 演者の撮影補助

(f) その他取材の準備、実施に係る一切のディレクション業務

- ・本映像は、必ず受託者の運営する放送媒体で、放送することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うこと。演者の出演等に伴い利用期間の制限がある場合は、その旨明記すること。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・愛媛県が全国に誇る道後温泉、しまなみ海道等の観光地だけでなく、「疲れたら、愛媛。」の世界観に添う形で、各観光スポット単体ではなく、市町を跨ぐルート等の周遊性とターゲット層が興味を持つストーリー性を持たせた内容とすること。
- ・最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。

(2) (1) と連動させた WEB・動画での情報発信

(1) で制作した本映像を基に、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえた、愛媛の魅力が伝わる受託者が著作権を有する WEB 記事及び Youtube 等の動画（以下「WEB 記事等」という。）を制作し、発信することで愛媛観光の認知度向上、誘客促進及び観光消費額の増加を図る。

実施に当たっては、「疲れたら、愛媛。」の世界観に添う内容となるよう留意するとともに、ターゲットに対し効果的な内容を提案すること。

また、愛媛への旅を想起させる内容とし、周遊性、ストーリー性を持たせること。

なお、以下の条件を満たすこととし、その他詳細は、より効果的な事業執行となるよう受託者において提案すること。

【KPI】

- ・本映像の放送回数にあわせて、1 回以上行うこと。
- ・WEB 記事等の PV 等の KPI について、サイトの特性や受託者の過去の実績等を踏まえたうえで提案すること。最終的な KPI の設定については協議会と協議の上決定すること。

【実施に当たっての留意事項】

- ・WEB 記事等は、必ず受託者の運営するインターネット媒体により、配信することができるよう、著作権等の権利関係に関する許諾手続きを行うまたは、配信で使用可能な楽曲に差し替えること。演者の出演等に伴い利用期間の制限がある場合は、その旨明記すること。また、かかる手続きに必要な経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・WEB 記事等の作成、公開にあたって必要となる交通費、宿泊費、事務費、通信費、パソコンや通信機器、カメラ、ソフトウェアの手配等に係る経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・WEB 記事等の作成、公開に係る写真素材等は、著作権等の権利関係の間

題が発生しないようにすること。

- ・最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。

(3) (1)、(2) と連動させた SNS での情報発信

(1)、(2) の内容と連動させ、SNS (X、Instagram 等) を活用し、愛媛の魅力的な観光情報を発信し、愛媛県観光の認知度向上、誘客促進及び観光消費額の増加を図る。

実施に当たっては、「疲れたら、愛媛。」の世界観に添う内容となるよう留意するとともに、ターゲットに対し効果的な内容を提案すること。

また、以下の条件を満たすこととし、その他詳細は、より効果的な事業執行となるよう受託者において提案すること。

【KPI】

- ・(1)(2) と連動し、複数回実施すること。
- ・リーチ数、再生回数等の KPI について、使用媒体の特性や受託者の過去の実績等を踏まえて提案すること。

【実施に当たっての留意事項】

- ・最終的には、提案内容に基づき協議会、受託者と協議を実施し確定させること。
- ・本業務の実施にあたっては、別紙2「デジタルプロモーション実施時における留意事項」の内容を踏まえ、適切に業務を遂行すること。
- ・情報発信の内容については、必ず事前に協議会の了解を得ること。

(4) シナジー効果の創出について

上記(1)～(3)について、各事業を連動させ、委託業務全体の効果を高めると考えられる事業を企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とすることとし、最終的な実施事項は協議会側と協議したうえで決定すること。

7 成果品の提出

(1) 業務実施報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書(以下、「成果品」という)を提出すること。成果品には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、各事業のプロモーションの実績と本業務により得られた視聴率等の各種データを活用した効果検証(定量的データ分析等)や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

- ・種類等：紙媒体(3部)、CD-R(3枚)

※提出先は「協議会」とする。

8 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、協議会に帰属し、成果品内に使用されている写真等、受託者の著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、成果品とともに使用する場合には、受託者より独占的に許諾され、受託者は、成果品に係る著作者人格権を行使しないものとする。

(2) 第三者への使用許諾

成果品の第三者への使用許諾は、協議会が行うものとし、許諾に対し受託者は原則同意する。

(3) 権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権等の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協議会と受託者で協議のうえ、処理することとする。

9 その他留意事項

- (1)本業務の推進に当たり、実施内容を事前に協議するなど、協議会との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。
- (2)この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と協議のうえ、処理するものとする。
- (3)本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、あらかじめ協議会に報告して承認を得た場合はこの限りではない。
- (4)本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理するとともに、常にその収支の状況を明らかにし、本業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、これらを保管しなければならない。
- (5)本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (6)別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (7)観光 DMP に蓄積したデータを活用して観光施策の成果改善と施策立案を図

る事業「観光マーケティング機能強化事業」の受託事業者と適宜連携し、効果的な事業展開を目指すこと。